

[事案 2022-234] 入院給付金支払請求

・令和 5 年 3 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金が一部しか支払われなかったことを不服として、支払われていない期間の給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 7 月 21 日に新型コロナウイルス感染症に罹患したため、平成 15 年 5 月に契約した変額保険にもとづき、入院給付金を請求したが、入院期間の始期日が病院を受診した 7 月 27 日とされて給付金が支払われた。しかし、受診可能な医療機関が見つからず、7 月 27 日まで受診できなかったことから、入院期間の始期日を 7 月 21 日として、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

新型コロナウイルス感染症による自宅療養に対する特別取扱では、みなし入院の療養期間の始期を診断日と定めており、本件では、令和 4 年 7 月 21 日を療養開始日と証明する証拠はなく、申立人が提出した医療機関発行の宿泊・自宅療養証明書には、療養開始日が同年 7 月 27 日と記載されているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の療養状況等と和解を相当とする事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。